

経営者保証に関する取組方針

昭和信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまから融資のお申込みを受けた場合、当金庫では、お客様の将来に亘るガイドラインの要件の充足見通しや経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（ABL、一定の金利上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくて検討いたします。
- 上記検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断した場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産および収入状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢、事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行い、適切な保証金額の設定に努めます。
- 手形割引、電子記録債権割引における経営者保証は、原則不要といたします。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

※経営者保証に関するガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

[一般社団法人 全国信用金庫協会](#)

以 上